

「いわての美味しいお米提供店」設置事業実施要領

1 目的

岩手県を訪れる観光客をはじめ、県内外の消費者に岩手県産米（以下、「県産米」という。）が高品質、良食味であることをPRするため、県産米を使用している宿泊施設、飲食店（以下、「宿泊施設等」という。）を「いわての美味しいお米提供店」として指定する。

2 事業内容

(1) 「いわての美味しいお米提供店」の指定基準

県産米を「ごはん」として常時提供（申請時以降確実な提供が見込まれるものを含む。）し、かつ、将来とも継続して県産米を「ごはん」として提供する見込みのある宿泊施設等とする。

(2) 「いわての美味しいお米提供店」の指定手続き

ア 「いわての美味しいお米提供店」の指定を希望する宿泊施設等の代表者は、県産米購入先からの証明を受け、「いわての美味しいお米提供店」指定申請書（様式第1号）を、いわて純情米需要拡大推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出する。

イ 会長は、「いわての美味しいお米提供店」指定申請書の提出のあった宿泊施設等のうち(1)に定める基準を満たしているものを「いわての美味しいお米提供店」として指定するとともに、「いわての美味しいお米提供店」シンボルプレート（以下「シンボルプレート」という。）を送付する。

なお、会長は、「いわての美味しいお米提供店」の指定に当たり、必要に応じて調査を行うことができる。

ウ 「いわての美味しいお米提供店」の指定期間は3年間とする。

なお、会長は、指定期間終了の1か月前迄に、県産米の使用状況等について調査を行い、指定期間終了後も県産米の継続使用が見込まれる場合は、指定期間を更新する。

エ 「いわての美味しいお米提供店」の指定の取り消しを希望する場合、または、県産米の使用を中止した場合は、「いわての美味しいお米提供店」指定取消申請書（様式2号）を会長に提出するとともに、シンボルプレートを返却する。

(3) 「いわての美味しいお米提供店」への支援

ア 会長は、「いわての美味しいお米提供店」を、パンフレット、新聞広告、いわて純情米ホームページ、県内外の各種イベントなどにおいて広く県内外の消費者等にPRする。

イ 会長は、「いわての美味しいお米提供店」に対し、予算の範囲内において宣伝資材の提供を行う。

(4) 「いわての美味しいお米提供店」の取り消し

会長は、(1)に定める基準を満たさなくなった場合は、「いわての美味しいお米提供店」の指定を取り消すことができる。

3 その他

この要領に定めるもののほか、「いわての美味しいお米提供店」の取扱について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 「いわて純情米ひとめぼれの店」設置事業実施要領（平成12年8月4日制定）は、廃止する。
- 3 この要領の施行に伴い、「いわて純情米ひとめぼれの店」設置事業実施要領に基づく指定を受けている宿泊施設等については、この要領に基づき「いわての美味しいお米提供店」に指定されたものとみなす。